相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県足利市鵤木町二六九番地、最後の住所栃木県佐野市並木町五二三番地二　被相続人　亡　人見　一美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二日

栃木県佐野市高萩町一二〇二番地九　青田法律事務所　相続財産管理人　弁護士　青田　裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県日光市今市八二〇番地八、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中林ミヨ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二日

栃木県宇都宮市元今泉三―二〇―一六大光ビル二Ｆ―Ａとちのき法律事務所　相続財産管理人　弁護士　菊池　昭吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区荏原四丁目一九九番地、最後の住所東京都品川区中延一丁目八番七号成幸ホーム　被相続人　亡　増田　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二日

事務所東京都豊島区要町一丁目一一番一号センチュリー四〇一号　相続財産管理人　弁護士　紙子　達子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目一四番地四、最後の住所東京都立川市錦町六丁目二八番一五号至誠特別養護老人ホーム　被相続人　亡　野瀬よし子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二日

東京都武蔵野市御殿山一丁目二番二号グレイス御殿山四階オオノ・キド法律事務所　相続財産管理人　弁護士　城戸　貴明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県亘理郡亘理町字五日町二八番地、最後の住所東京都三鷹市下連雀八丁目三番一七―四〇二号　被相続人　亡　桃井　希満

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二日

事務所東京都八王子市明神町四丁目七番一五号落合ビル三階弁護士法人福澤法律事務所　相続財産管理人　弁護士　福澤　武文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東久留米市八幡町二丁目三二二番地、最後の住所東京都東久留米市下里五丁目九番一五号　被相続人　亡　田中　敏平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目一八番七号アベーテ吉祥寺三〇三吉祥寺みなみ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　橋積　京子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県土岐市妻木町一九五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　日東　重信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二日

岐阜県多治見市上野町四―二九　美和勇夫法律事務所　相続財産管理人　弁護士　田中　了照

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市中川区下之一色町字中ノ切四〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　土方　淺尾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二日

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一七番一二号丸の内エステートビル四〇二号　相続財産管理人　弁護士　赤堀　耕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県東伯郡琴浦町大字杉下二一七番一地、最後の住所鳥取県東伯郡琴浦町大字杉下二一七番地　被相続人　亡　岩本みつゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二日

鳥取県倉吉市清谷町二丁目六三番地大成産業ビル三階尾西総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　尾西　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐北区大林三丁目九七八番地、最後の住所広島市安佐北区大林二丁目五番一九号　被相続人　亡　中谷　弘信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二日

事務所広島市中区羽衣町一〇番一―二〇一号　相続財産管理人　司法書士　砂入　信一

第24期決算公告

平成28年6月21日
静岡県浜松市中区板屋町111番地の2
株式会社オークラアクトシティホテル浜松
代表取締役社長　橘　正

貸借対照表の要旨
（平成28年3月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	973
	固定資産	813
	合計	1,786
負債及び純資産の部	流動負債	1,306
	固定負債	3,056
	株主資本	△2,576
	資本金	100
	利益剰余金	△2,676
	その他利益剰余金	△2,676
	（うち当期純利益）	（12）
	合計	1,786

第47期決算公告

平成28年9月2日
富山県下新川郡入善町入膳7791番地7
東京堂株式会社
代表取締役　扇原　直久

貸借対照表の要旨（平成27年7月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	38
	固定資産	145
	合計	183
負債及び純資産の部	流動負債	17
	固定負債	203
	株主資本	△36
	資本金	8
	利益剰余金	△44
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	△46
	（うち当期純損失）	（15）
	合計	183

第40期決算公告

平成28年9月2日
富山県下新川郡入善町椚山1336番地
株式会社オーイング
代表取締役　扇原　直久

貸借対照表の要旨（平成28年2月29日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	30
	固定資産	281
	合計	312
負債及び純資産の部	流動負債	3
	固定負債	58
	株主資本	250
	資本金	10
	利益剰余金	240
	利益準備金	83
	その他利益剰余金	157
	（うち当期純損失）	（4）
	合計	312